

公共施設の使用料の改定及び免除・減額の見直しに関し、お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

1. 募集期間	令和元年10月24日（木）～11月23日（土）
2. 提出件数・人数	提出件数：1件 提出者数：1人

No.	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	大森体育館の使用料について	<p>アリーナの使用料が非常に分かりにくく、利用者に疑問が生じている。</p> <p>現行ではアリーナに団体料金、個人料金、どちらも適用されており、どちらが適用されるかにより料金が大きく変動する。</p> <p>部屋（アリーナ/トレーニングルーム）ごとに料金を設定し、アリーナは人数を問わず時間単位の料金とすれば疑問は解決すると考える。</p>	<p>市でもいただいたご意見のような課題があると認識しており、今回の見直しにおいて、部屋ごとに料金設定することとしています。</p>
		<p>コートの面数設定について。</p> <p>現在は面数に応じた料金設定がないため、全面利用でも半面利用でも料金は同じである。</p> <p>山内体育館のように全面利用と半面利用の料金を細かく設定することで、利用者の理解が得られると考える。</p>	<p>利用者の皆様に分かりやすい料金体系とするため、大森体育館については全面利用の場合と半面利用の場合の料金を明確に規定いたします。</p> <p>また、市内の他体育施設の中で全面、半面に分けて利用可能な施設につきまして、新たに全面利用、半面利用の料金を設定いたします。</p>